

第9期埼玉県高齢者支援計画（第9期介護保険事業支援計画）に基づく
令和7年度特定施設入居者生活介護[混合型]の事前相談における
設置計画の選定基準について

第9期埼玉県高齢者支援計画（第9期介護保険事業支援計画）に基づく令和7年度特定施設入居者生活介護[混合型]の事前相談における設置計画の選定基準は次のとおりとする。

1 選定の前提条件

- (1) 「埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「指導指針」という。）、「介護保険法施行条例」及び同条例県独自基準等、各施設の設置関係基準に適合した計画であること。

※ 相談書の受理後、各設置関係基準等を満たさないことが判明した場合は当該施設の計画は選定しない。また、開発行為や農地転用等、別途必要な手続きがある場合は必ず関係機関に相談の上、当該施設の設置計画に支障がないか確認すること。

- (2) 直近の指導監査や立入検査等で、本公募において考慮すべき事項（介護サービスに関すること等施設の運営に係る範囲）について、重大な指導事項等を受け、改善がなされていない施設を運営する法人でないこと。

※ 計画の提出があった場合には、下記①から③のとおり扱う。

①直近1年以内に、本公募において考慮すべき事項について刑事裁判等で有罪判決が下された又は指定取消し等の処分を受けた施設を運営する法人が提出した計画については、原則、選定しない。

②本公募において考慮すべき事項に関する監査や裁判等が継続している法人について、選定結果公表の日までに処分等が確定しない場合は、当該監査等が終了するまで、選定結果公表の日から6か月を期限として選定を保留する。6か月を経ても解消されない場合、原則、選定しない。

③直近1年以内の指導監査等において重大な指導事項等を受けた施設を運営している法人が提出した計画については、原則、選定しない。

- (3) 協力医療機関の選定に当たっては、医療機関（地元の医師会）と十分に調整を行うこと。

- (4) 災害レッドゾーン（都市計画法において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内的の土地。）における整備は、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、認めない。

2 選定方法

次の①～⑨について設置計画ごとに点数評価し、優先順位を決定する。優先順位により、協議予定数に近似する数まで順に選定する。なお、市町村の意見を踏まえた総合的な判断により、協議予定数に残数があっても選定しない場合がある。

① 市町村からの設置に係る意見

県は募集期間終了後、設置予定地の市町村に対し意見照会を行い、その意見内容により評価する。

② 財務状況

直近3期の決算が経常利益（黒字）となっている事業者の方がより望ましいものと判断し評価する。

③ 職員の人材確保・育成の取組

職員の人材確保・育成に取り組む予定であり、その計画に具体性がある場合に評価する。

④ 指導指針等への適合等の状況

既存建築物等の活用の場合等の特例を適用する設置計画において、居室面積又は廊下幅員が不足している場合は減点する。

⑤ 土地・建物の所有状況

＜土地・建物の所有について＞

土地・建物を自己所有している計画及び賃貸借契約等を締結している設置計画の方がより進捗が見込めるものと判断し評価する。

＜土地・建物にかかる抵当権等について＞

計画地・建物に当該有料老人ホーム等の事業以外の目的による抵当権など、有料老人ホーム等の事業としての利用を制限する恐れのある権利が設定されている場合は減点する。

⑥ 災害時の危険性

計画地が災害イエローゾーン（土砂災害警戒区域、浸水想定区域等）に該当する場合は、被災リスクへの対策が記載された計画書（非常災害対策計画、避難確保計画等）等の内容も含めて評価する。

⑦ 過年度計画の状況

＜取り下げについて＞

直近3年以内に特定施設入居者生活介護の選定を受けた計画の取り下げを行っている法人については減点する。

＜譲渡について＞

提出法人が運営していた特定施設入居者生活介護事業所について、直近3年以内に事業譲渡（吸収合併等を除く）を行っている場合は減点する。

⑧ 所在市町村内の整備状況

直近3年間に於いて特定施設入居者生活介護事業所が整備されていない市町村に整備する場合は評価する。

⑨ 指導・監査への対応状況

直近１年以内の指導監査等において指導事項等を受けた施設を運営している法人については、その改善状況によって減点する。

⑩ 上記①から⑨の合計得点が同点の場合、財務状況等について、より厳密に比較した上で選定する。

3 選定後の変更

「２ 選定方法」に影響する変更は、公平性が保てないため原則として認めない。変更する場合は計画を取り下げ、再度選定からやり直すこと。

※やむを得ず軽微な変更をする場合には、事前に県へ相談すること。